

◆子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法施行令の公布について(通知)」が発出

附則6条園(旧102条園)の新制度における取扱いが明記される

内閣府・文部科学省・厚生労働省の3府省は、6月18日(水)に「子ども・子育て支援法施行令の公布について(通知)」文書を、各都道府県知事部局等へ発出しました。本通知文には、これまで不明であった【附則6条園(旧102条園)】の新制度における取扱いが明記されました。詳しい内容は、次のとおりです。

~~~~~

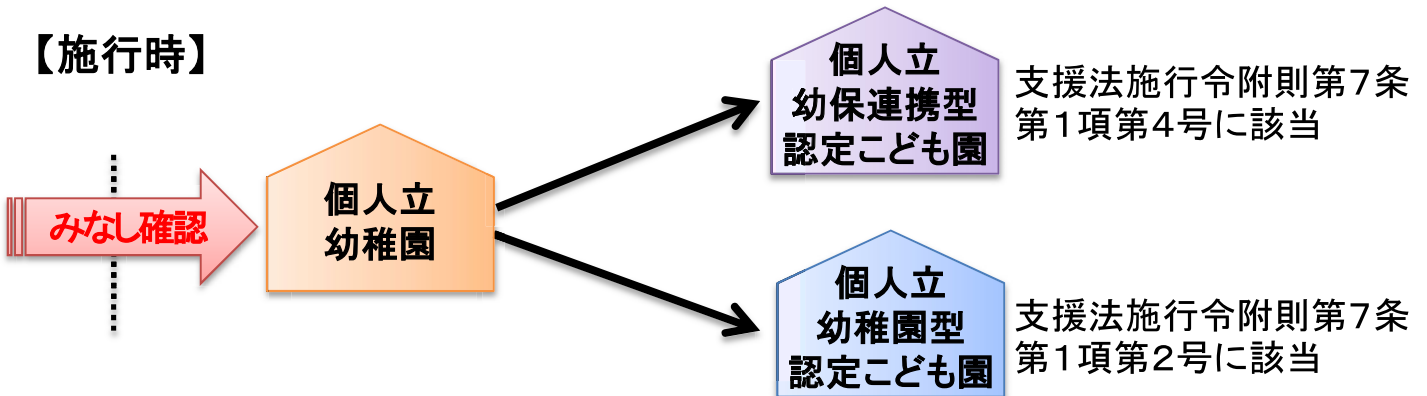
- 附則6条園も、新たな幼保連携型認定こども園に移行可能(改正認定こども園法附則第4条)
- 子ども・子育て支援法による確認(=施設型給付の対象)を受けられる設置主体は、子ども・子育て支援法の本則上は法人(宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等も含む)に限定(子ども・子育て支援法第31条)
- ただし、新制度施行時に存在する幼稚園は、事前に別段の申出をしない限り、みなし確認を受けることが可能(子ども・子育て支援法附則第7条)
- また、経過措置として、附則6条園が新制度施行後に認定こども園に移行する場合、以下のパターンについて確認を受け、施設型給付を受けることが可能(子ども・子育て支援法施行令附則第7条)
- ① 新制度施行時に個人立幼稚園としてみなし確認を受け、その後、個人立幼稚園型認定こども園や個人立幼保連携型認定こども園になるパターン(子ども・子育て支援法施行令附則第7条第2号・第4号)
- ② 新制度施行時に個人立幼稚園としてみなし確認を受けず、その後、個人立幼保連携型認定こども園になるパターン(子ども・子育て支援法施行令附則第7条第4号)

※ 幼保連携型認定こども園に移行する場合は、みなし確認の有無は問われないが、幼稚園型認定こども園に移行する場合は、みなし確認を受けていることが必要。

## 新制度における附則6条園の取扱い

- 附則6条園も、新たな幼保連携型認定こども園に移行することが可能。  
→(改正認定こども園法附則第4条)
- 確認を受けられる設置主体は、本則上は法人に限られている。  
→(子ども・子育て支援法第31条)
- ただし、新制度施行時に存在する幼稚園はみなし確認を受けることが可能。  
→(子ども・子育て支援法附則第7条)
- また、経過措置として、附則6条園が新制度施行後に施設の区分を変更する場合、以下のパターンについて確認を受けることが可能。  
→(子ども・子育て支援法施行令附則第7条)

### 新制度移行時にみなし確認を受ける場合



### 新制度移行時にみなし確認を受けない場合

